

左記、修正スルヲ。

\* 葬仕七斎伊祭料及死亡年当金ハ左ノ標準ニヨリ之ヲ支給ス。

○ 弔祭料金 50円以上。

○ 死亡年当金 800円以上。

\* 葬仕八斎職務、為、不具痲疾人ナリシル者ニハ、定程夜ニヨリ、800円以上、年当金を支給ス。

\* 葬仕九斎、職務、為、不具痲疾人ナリシル者、退職、切符ニハ、前條年当金ノ外、退職當時、殆科年額百分ノ五十以上、養老金を支給ス。

\* 葬仕一斎、滿三ヶ年以上勤続シタルニ

目下職工雜役者扶助規定一節修正。

第五條、目下職工雜役者負傷又ハ疾病ヲ治療シタル時ニ於テ、尚身體ニ障害ヲ存スル時ハ、左ノ通り扶助科ヲ給ス。

I. 経身自用ヲ行ハシメ不能者、日給200日分以

上、殆身労役ニ服スル不能者、170日以上。

II. 從業ノ職務ニ從事スル不能ノ工、健康ノ旧ニ復スル不能ハシタル者、又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ残シタル者、以上、日給100日分以上。

III. 身体ノ傷害ニ由リ復スル不能ハシタル者、引續キ從業ノ職務ニ服シ

得ルモノ、日給200日分以上。

第七條、養老年金支給ハ現行法ニヨリ。

ニシテ、死亡シタル時、又ハ退職セタル時ハ、左記ニヨリ年当金を支給ス。

○ 滿三ヶ年勤続者ニ対シテハ、退職當時、日給50日分以上、高ノ年ヲ増

ス毎、日給20日分ヲ増給ス。

○ 滿十ヶ年勤続者ニ対シテハ、退職當時、日給265日分以上、高ノ年ヲ増

ス毎、日給20日分ヲ増給ス。

○ 滿十ヶ年勤続者ニ対シテハ、退職當時、日給265日分以上、高ノ年ヲ増

ス毎、日給20日分ヲ増給ス。

又、止ムヲ得ガレテ事故ニヨリ、解雇シタル時ハ、左記ニヨリ年当金を支給ス。

○ 勤続三ヶ年未滿者ニ対シテハ、1ヶ年

ニ対シ、解雇當時、日給60日分以上ヲ

支給ス。

第八條、目下職工雜役者死亡シタル時ハ、遺族ニ日給250日分以上、遺族扶助料ヲ支給ス。

第九條、目下職工雜役者死亡シタル時ハ、葬祭ヲ行フ遺族ニ500円

以上、葬祭料ヲ支給ス。

第十條、退職手当ハ、目下職工規則一節修正。

\* 葬仕一斎

I. 滿三ヶ年勤続者ニ退職當時、日給200日分、滿1ヶ年毎ニ100円加算。

II. 滿五ヶ年勤続者ニ対シテハ、150日分、1ヶ年毎ニ15日分加算。

III. 滿10ヶ年勤続者ニ対シテハ、200日分、1ヶ年毎ニ20日分加算。

又、解雇手当、下ノ通り支給ス

又、解雇手当、下ノ通り支給ス